

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）
-------	--

《使用目的等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「1 この申請に係る事由の別」の①から④までに掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

1 「① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

(1) 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び第23条の10第33項に定める者をいいます。

(2) 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【(1)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ その他参考となる書類

【(2)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があつ

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置） 記載要領等＞

たことを証する書類

- ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ その他参考となる書類

- 2 「② 租税特別措置法（第 70 条の 7 第 16 項第 2 号・第 70 条の 7 の 2 第 17 項第 2 号）に該当」する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- イ 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- ロ その他参考となる書類

- 3 「③ 租税特別措置法（第 70 条の 7 第 16 項第 3 号・第 70 条の 7 の 2 第 17 項第 3 号）に該当」する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- イ 合併があったことを明らかにする書類
- ロ その他参考となる書類

- 4 「④ 租税特別措置法（第 70 条の 7 第 16 項第 4 号・第 70 条の 7 の 2 第 17 項第 4 号）に該当」する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^{（注 2）}となった場合をいいます。

【添付書類】

- イ 株式交換等があったことを明らかにする書類
- ロ その他参考となる書類

（注 1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第 749 条第 1 項に規定する吸収合併存続会社又は同法第 753 条第 1 項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注 2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第 768 条第 1 項第 1 号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

（注 3） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注 4） 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注 5） 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 36 項又は第 23 条の 10 第 34 項に定める金額をいいます。

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置） 記載要領等＞

（注６） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７） 「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。